

フランスにおける義務教育の揺らぎ —脱学校化 (déscolarisation) を中心に—

藤井穂高 (東京学芸大学)

はじめに

義務教育は教育制度の基本である。それは学校体系の上で基礎段階に位置づけることのみならず、一人ひとりの子どもにとって、義務教育の修了がその後の人生行路を大きく左右することを意味する。義務教育でのつまづきが、その後の進学、就職等において、いかに障害となって立ちあがるかは容易に想像できる。

わが国の義務教育は、類型的に見ると、就学義務型であるが、年齢主義を採っている。したがって、実質的な自動進級制に象徴されるように、課程終了時に義務教育の成果を保証する仕組みがない。ところが、近年では、改正教育基本法に「義務教育の目標」が新設され、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」(2005年10月)では、義務教育の「結果を検証し質を保証する」ことが提言されるなど、義務教育の「出口」に関する改革が企図され始めた。

一方、フランスの義務教育は、教育義務型であるが、実質的には就学義務型に近く、小学校第1学年からの落第が物語るように、課程主義をとっている。コレージュ(前期中等教育機関)終了時には、国の試験を受けて前期中等教育修了国家免状(DNB)を取得することにより、義務教育の修了が保証される。

そのフランスにおいて、1999年に、国民教育相、法務相、都市担当相等の省庁間連携による、déscolarisation(脱学校化)に関する大規模な研究プロジェクトが立ち上げられた。このテーマはまさに義務教育修了前の無資格での離学を「脱学校化」といういささか刺激的な言葉により問題化するものである。10を超える研究グループによる報告書が2002年及び2003年に発表され、そのまとめはDominique Glasman et Françoise Euvrard(2004)として公刊された。

そこで、本論では、こうした報告書を素材として、déscolarisationの意味、その文脈、含意の3点について整理・分析し、今日のフランスの義務教育の問題構成の一端を明らかにしたい。

1 déscolarisationの意味

(1) déscolarisationの広がり

まず、déscolarisationとは何を指すのか、この言葉の内実、その類似概念をめぐる研究から見てみよう。

先の研究プロジェクトのまとめ役であるGlasmanによるとdéscolarisationとdécrochage(意欲後退)という用語が用いられるようになったのはそう古いことではない。無資格での離学や義務教育終了前での学習の中断は、最近の現象ではないが、こうした生徒に対する制

度的関心の上昇は 1990 年代後半以降であり、そうした生徒が *déscolarisé* (学校離脱生徒) と呼ばれるのは 1999 年以降である (Dominique Glasman 2004:14)。

Hugues Lagrange et Suzanne Cagliero (2001:3) は、*déscolarisation* 現象の包括的な定義を提案することは困難であるとしたうえで、次のように、中心から周辺へいくつかの場面を分けることができるとしている。

①一定の時点で、一度も教育機関あるいは CNED (国立遠隔教育センター) に登録したことがない学齢期の少年

②就学したことはあるが、一定の時点で、いかなる教育組織にも登録していない少年

③教育機関あるいは CNED に登録しているが、一定の時点で、1 ヶ月以上欠席している (CNED に課題を提出していない) 少年

④一定の時点で、12 ヶ月以上通学しているが、それ以前に、医師の診断書など正当な理由なく、1 ヶ月以上欠席したことのある少年

⑤一定の時点で、前年度の同月と同じあるいはそれ以上の欠席数となる少年

(⑤の基準は、*déscolarisation* と *absentéisme* (不登校) の接続点となる)

Luc Machard (2003:31-35) によると、*non-scolarisation* (不就学) は次の通り 3 種に大別することができる。

①フランス国内で一度も就学したことがないもの (*populations ascolarisées*)

不法滞在者の子ども、ニューカマー (*primo-arrivants*) がこれに当たる。

②突然のあるいは漸進的な *déscolarisation*

このタイプはさらに次の 3 種に分類できる。

a) 家族の意思によるもの

たとえば、出身国での結婚、家事や姉妹の世話に専念、宗教的 (セクト的) 理由、児童労働などである。

b) 生徒と学校との困難な関係に由来するもの

不登校から徐々に離脱へ、退学者が再修学するまでの長い期間がその例である。

c) 危険な状態にある家庭に由来するもの

社会福祉の対象になるような問題がこれに該当する。

③ *scolarisation* と *non-scolarisation* の境界にある状況

CNED への登録は不登校の状態を隠蔽する場合がある。あるいは障害児への教育でもこれに当たる場合がある。

Luc Machard(2003:36)はまた、*perdus de vue* (見失われた者) の多様な状況を次のように列挙している。

- ・ 旅回りの芸人の子ども
- ・ 非正規の状態にある外国出身の子どもあるいはニューカマー
- ・ フランス語圏外の子ども
- ・ 非合法の工場で働くために 12、13 歳で学校を辞める外国出身の子ども (特にトルコやアジア出身の少女)
- ・ 複数回の退学処分を受け、居住地から遠い学校に割り当てられ、再修学までの期間が長いもの
- ・ 危険な状態にある子ども (不良グループ、対抗グループの存在)

- ・ 金になる仕事にかかわる非行少年
- ・ 社会化の困難を抱える少年
- ・ CNED（国立遠隔教育センター）に登録しているが学習状態が疑わしいもの
- ・ 特殊教育諸学校への入学を期待されて、進路指導をされたもの
- ・ 家庭で義務教育を行うことを申告した家庭の子ども（非合法労働、セクト）
こうした多様な子どもたちが、1つのカテゴリーにまとめられている。

Jacqueline Costa-Lascoux（2002:9-11）は *déscolarisation* の近接あるいは類似概念の整理を試みている。ここでは、*absentéisme*（不登校）、*décrochage*（意欲後退）、*démobilisation*（意欲喪失）を見ておきたい。

① *absentéisme*（不登校）の定義

ロベールによると、*absentéisme* とは、「ある場に存在することを要求する仕事への出席の欠如。しばしば欠席するものの態度」である。他の定義では、意図的に欠席を繰り返すことが *absentéisme* の特徴とされる。また、仕事の場における頻繁で正当な理由のない欠席を指すともいわれる。こうした定義は、欠席が事実を示し、*absentéisme* が態度を示す点を除いては、欠席と *absentéisme* を区別することがしばしば困難であることを示している。

Absentéisme も次のように多様な形態をとって表れる。

- ・ よく区切られた *absentéisme* 自分の都合であちらこちらと授業を欠席する場合。
- ・ 慢性の *absentéisme* 継続的で繰り返される。
- ・ 動機の欠如による *absentéisme* 学校の意義を見失う。
- ・ 安楽による *absentéisme* バカンスの前後などに多い。
- ・ あいまいな *absentéisme* 10分以上遅れての出席、保健室登校へといった状態を指す。
- ・ 授業からの排除 授業に出席しないため教員により排除される。

absentéisme は不調 (*malaise*) の徴候であり、より深い困難、危機の兆候である。

② *décrochage*（意欲後退）と *démobilisation*（意欲喪失）

décrocher と *démobiliser* は、注意の中断という意味では同じである。*Démobiliser* は本来「復員」を意味し、広くは、何かを行う動機（意欲）を失っていることを指す。学校との断絶の明瞭な観念である。一方、*Décrocher* は、ある活動の一時的停止あるいは何かにもはや注意を向けないことを指す。断絶というよりも中断を意味する。

démobilisation は比較的最近の現象である。1960年代に開始された制度の民主化と大衆化の予期せぬあいまいな社会的帰結である。特に慢性的な不登校により表される、学校から身を引くタイプであり、学校の意義の喪失とその正当性の危機の帰結である。一方、注意力散漫で動機を欠く意欲後退の生徒はいつの時代にもいる。

Décrochage 現象の制度的定義である「ある課程に対応した免状を取得する前の同課程の（履修の）中断」は、その複雑さを考慮に入れていない。また、「無資格で初期学校制度を去るもの」という社会学的定義も不十分である。心理学的には、通常の学校制度の学習目標から「逃げ出す *s' évader*」ものとされる。*Décrochage scolaire* という用語が公式文書に表れるのは1998年以降である。

(2) *déscolarisation* の社会構成主義的理解

déscolarisation は社会問題である限り、社会構成主義的アプローチも可能である。

たとえば、Arlette Meunier, Laurence Proteau et Claude Thiaudière (2004:73-74) によると、*déscolarisation* は、思考と実践の新しい範疇であり、「問題」の人々を受け入れる空間に組み入れられる「社会的構成物」として分析することができる。*déscolarisation* の構成と再定義のプロセスは、個人を再分類し、その囲い込みのための担い手を特殊化し、評価を確立し、行政の規範を定義するなど、それを引き受ける空間の組織を通して観察される。こうして、この人々に関する「知識」が練り上げられ、この新しい「ハンディキャップ」の処遇方法が構成され、複数の制度にかかわる専門の体制が整えられる。こうした観点からは、「新しいものは何もない。*déscolarisation* は不適応の政策史に含まれる」と判断される。

また、Bertrand Geay (2003:20) は、*déscolarisation* の非常にあいまいな性格について言及した上で、「*déscolarisation* の概念の実践的な長所は、一つの分析に属さないカテゴリーをただ一つの名称的カテゴリーに寄せ集めること」であると評している。

2 *déscolarisation* の背景

次に、*déscolarisation* が「問題」としてクローズアップされてくる文脈をいくつか見ておきたい。

(1) 3つの文脈

先述の通り、無資格での離学や義務教育終了前の学業中断は近年の現象ではないが、こうした問題への制度的な関心は1990年代の後半からである。Dominique Glasman (2004:14-15) によると、その文脈として次の3点が挙げられる。

①無資格の青少年の社会的職業的参入問題

経済の晴れ間の時期にあっても縮減困難な若年失業者問題の核心として、無資格の青少年の問題が浮かび上がってくる。

②学校が直面した要請

1989年新教育基本法により、「国は、今後10年間において、同一年齢層のすべての者が、少なくとも職業適格証又は職業教育免状の水準に、かつ同一年齢層の80%の者が、バカロレア水準に到達することを目標として定める」(第3条)と規定されたことにより、「すべてのものに最低資格」を保証する責務が学校に課せられる。

③公的秩序の関心

さまよう青少年の危険について、問題認識の当初は国民教育省の問題であったが、徐々に内務省の問題へ移行していく。*déscolarisation* が社会問題あるいは都市問題としてとらえられるようになる。

(2) 就学率の上昇の限界と条件としての新自由主義

このうち、②については、Hugues Lagrange et Suzanne Cagliero (2001:3) が次のように分析している。*déscolarisation* という問題は、無資格で離学の増加によるものではない。というのも、10歳から16歳の就学率は1950年の22%から、1975年の75%、1995年の98%へと増加し、無資格での離学も、就学率の上昇にともない、1980年代の初めから割合と絶対数の両方で減少を続けているからである。それは、青少年をできるだけ先まで、特に80%

の者をバカロレアにまで導くという基本理念の下で問題化した。この理念は、直接的に、ほぼ全員の修学を望ましいことと前提し、画一的な規格 (norme uniforme) を要請する。無資格でしかもしばしば法定年齢前で離学する周辺が存在が問われたのは、18歳以下の未成年の就学が実際に年齢層の全体にかかわるときである。問題は、まさに、就学率が限界に至ったときに出現したのである。

さらに、その背景として、新自由主義の傾向を指摘することができる。より少ない費用でより多くの効果を求める国家の「現代化」においては、地方分権、結果の義務、質、評価がキーワードとなる。経済的合理化の論理が行政活動の組織に導入され、それは「危険な」人々の再定義を必要とする。こうして、「失敗した生徒」のとなりに、*déscolarisé* の席が設けられる。この「学校の使えない (=雇用不能な) 人 (*inemployables d'école*)」は学校的秩序に統合されるための基礎的属性も持たないと位置づけられることになる (Arlette Meunier, Laurence Proteau et Claude Thiaudière 2004:74)。

(3) 公的秩序の関心と「責任者としての街」

③の公的秩序の関心については、François Sicot et al. (2002:4-12) も、*déscolarisation* という範疇がまずは公的秩序の維持、すなわち、壁の外の社会秩序を口実に、学校の壁の中に生徒を維持するという関心に由来するものであると指摘する。脱学校化から生じる不安というテーマは、困難な青少年に対する介入部門、すなわち、国民教育のみならず、青年司法保護 (PJJ)、児童福祉支援 (ASE)、医療・教育部門の全体に広がってゆく。

さらに、*déscolarisation* と「街」 (*la rue*) の関係については、パリ第5大学・心理学研究所の研究が注目される (GERPA s.d.: 32-35)。同調査は、パリの7校のコレージュにおいて、学校離脱生徒 (*déscolarisés*)、不登校生徒 (*absentéistes*)、大きな困難を抱えてはいるが登校してきているもの (*assidus*) の3つの分類に該当する13~15歳の生徒を対象に、なぜ同じような学業失敗の状態でも学校にとどまるものとそうでないものに分かれるのかが問われた。その結果、家庭にも学校にも表現の場を見い出せない生徒は、街で形成される仲間集団にのめり込んで行く。この街頭での仲間集団へののめりこみ方が学校離脱生徒とそれ以外を分ける。街頭で形成される集団にのみ属していることが学校離脱生徒の特徴である。不登校生徒は、部分的に学校内の集団に属し、部分的に街の集団に属している。そして、登校してくる生徒は街の集団にも属しているが、大人の関わる集団 (地域のスポーツや余暇のクラブ) にも属している。学校内では、教職員から情緒面の養育 (*nourrissage affectif*) を受けることができる生徒である。

Jocelyne Leydier, Hélène Mouchard-Zay et Emmanuel Mourlet (2002:4) は、ストラスブルグのある少年のことば「ノイホーフにいる限り、成功はないだろう」を引用して、この印象的な言葉は、恐ろしく簡潔に、失敗の不可避性の責任者としての街を表現していると述べている。

3 *déscolarisation* の含意

最後に *déscolarisation* の含意をいくつかまとめておきたい。

第1は学校教育への示唆である。Jacqueline Costa-Lascoux et Olivier Hoibian (2004:91-92)

によると、*déscolarisation* については2つの解釈が可能である。1つは、欠席に対する法的アプローチである。行政は欠席を記録に記載し、就学義務を家庭に呼びかける。出席管理が優先事項となり、欠席の様式がより細かく整えられることになる。もう1つは、*déscolarisation* 概念を、子どもの教育への基本的権利の原則に対する違反ととらえるアプローチである。この場合、見方は大きく変わり、関心は、生徒の意欲後退の態度よりもむしろ、教育的使命を達成するための学校の力量に向けられる。

第2は、義務教育違反への対応の強化である。2003年に国民教育大臣、家族担当大臣、学校教育担当大臣宛に「義務教育に対する違反」(Luc Machard 2003)という報告書が出された。報告書の課題は「義務教育違反を改善するために、家庭を支援し責任を持たせる方策を検討する」ことにあった。この背景には、2002年8月29日付法律「国内の治安のための基本及び計画法」(La loi n°2002-1094 d'orientation et de programmation pour la sécurité intérieure)の成立がある同法の付帯報告書は「非行への移行を容易にする原因になる学校での不登校と闘うために、義務教育を尊重しない親に対する制裁を強化する。授業時間内の生徒を受け入れる公共の場の責任者あるいは、同じく授業時間内に違法に生徒を雇用し報酬を与えるものに対しても同様である。この観点から、国民教育の役務、司法機関、内務省の諸機関の連携を拡大し、発展させる。」と述べている。

第3は、親に対する支援の強化である。たとえば、2001年6月に学校教育への随伴支援に関する国の憲章(Charte nationale de l'accompagnement à la scolarité)が定められた。それによると、随伴支援とは、「学校での成功のために子どもたちが必要とし、彼(女)の家庭的社会的環境においては常にあるわけではない支援と資源を提供することを目的とする活動の総体」と定義される。

第4は、連携と規格化の問題である。フランスにおいても地方分権化の基本的な政策動向の中で、省庁間の連携が求められている。不登校の場合は、若年司法保護(PJJ)がこの連携の中心になる。学校と司法の連携は、不安定(insecurité 治安の悪さ)を国の優先事項に上げようとする共通の政治的イデオロギーに含まれる。学校の無秩序と社会の無秩序の結びつきの共通理解は教育・司法ルートの強化を正当化し、態度の規格化(normalisation des comportements)を主要な課題とする。(Arlette Meunier, Laurence Proteau et Claude Thiaudière 2004:78-79)

おわりに

わが国の義務教育が、その成果(あるいは反対に問題)が見えにくい仕組みであるのに対し、課程主義の典型とされるフランスでは、問題が顕在化する。この意味で、フランスの*déscolarisation* 研究は示唆的である。

その一方で、その対応は関係機関との連携、親への支援が中心となっているように見える。特に、*déscolarisation* と街との関係は明らかであるとする、こうした対策の方向性は首肯できるところであるが、一方で、底なしの泥沼に踏み込む感も否めない。今日までさまざまな取り組みが行われてきており、その成果の検証は、今後の課題としたい。

参照文献

- Luc Machard 2003 : Les manquements à l'obligation scolaire, Rapport remis à Luc FERRY
Ministre de la Jeunesse, de l'Education nationale et de la Recherche, Christian JACOB Ministre
délégué à la Famille auprès du Ministre de la Santé, de la Famille et des Personnes Handicapées,
Xavier DARCOS Ministre délégué à l'Enseignement Scolaire.
- Jocelyne Leydier, Hélène Mouchard-Zay et Emmanuel Mourlet 2002 : Pour de grands projets
d'éducation dans les grands projets de ville remis à Claude BARTOLONE ministre délégué à la
ville.
- Groupe d'Etudes et de Recherches en Psychologie de l'Adolescent Université René Descartes –
Paris 5 Institut de Psychologie, s.d. : Processus de déscolarisation totale ou partielle chez les
13-15 ans.
- Jacqueline Costa-Lascoux(sous la direction de) 2002 : Malaise dans la scolarisation Rapport de
recherché sur les processus de déscolarisation à Corbeil et Grigny, Essonne.
- Hugues Lagrange et Suzanne Cagliero 2001 : Rapport de recherché sur la déscolarisation dans le
Mantois.
- Bertrand Geay 2003 : La construction institutionnelle de la «déscolarisation»,
Ville-Ecole-Intégration Enjeux, no132.
- François Sicot et al. 2002 : La déscolarisation en Haute-Garonne Rapport à l'école et dispositifs
de scolarisation, Université Toulouse le Mirail.
- Dominique Glasman et Françoise Œuvrard (sous la direction de) 2004 : La déscolarisation, La
dispute.には以下の論文が所収されている。
- Arlette Meunier, Laurence Proteau et Claude Thiaudière, Déscolarisation ou élimination non
différée?
- Dominique Glasman, Qu'est-ce que la «déscolarisation»?
- Jacqueline Costa-Lascoux et Olivier Hoibian, Du dénombrement des absences à la mesure de la
déscolarisation.